令和2年度予算概算要求等について

令和2年度予算概算要求等について

団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代の減少が進む2040年頃を見据え、誰もがより長く元気に活躍でき安心して暮らすことができるよう、人生100年時代に対応した全世代型社会保障の構築に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を図るため、以下を柱として重点的な要求を行う。

※ 各施策を進めるに当たっては、農業、金融、住宅、食事等、関連する領域の視点を取り込んで新たな展開を図っていく。

人生100年時代に対応した全世代型社会保障の構築

誰もが生きがいを感じ、能力を 発揮して活躍できる社会の構築

I. 多様な就労·社会参加の促進

- 1. 誰もが働きやすい社会の実現に向けた働き方改革
 - ▶ 中小企業·小規模事業者に対する支援
 - > 長時間労働の是正
 - ▶ 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上
- 2. 全ての人々が意欲・能力をいかして活躍できる環境の整備
 - > 高齢者の就労·社会参加の促進
 - ▶ 就職氷河期世代活躍支援プランの実施
 - > 女性活躍の推進
 - ▶ 障害者の就労促進
 - > 外国人材受入れの環境整備

人生100年時代の安心の基盤となる 健康寿命の延伸・生産性の向上

Ⅱ.健康寿命延伸等に向けた 保健・医療・介護の充実

- 1. 地域包括ケアシステムの構築
 - 地域医療構想・医師偏在対策・医療従事者 働き方改革の推進
 - ♪ 介護の受け皿整備、介護人材の確保
 - > 認知症施策推進大綱に基づく施策の推進
- 2. 健康寿命延伸に向けた予防・健康づくり
 - ▶ 生活習慣病の疾病予防·重症化予防
 - ♪ 介護予防・フレイル対策
 - ▶ 保険者のインセンティブ強化
- 3. 生産性向上に向けた医療・福祉サービス改革
 - ▶ データヘルス改革
 - ▶ ロボット・AI・ICT等の実用化推進

全ての人々が安心して 暮らせる社会の構築

Ⅲ. 安全・安心な暮らしの確保等

- 1. 子どもを産み育てやすい環境づくり
 - ▶ 保育の受け皿整備、保育人材の確保
 - ▶ 放課後児童クラブの受け皿整備
 - > 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ 強力な推進
 - > ひとり親家庭等への自立支援
- 2. 全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現
 - ▶ 断らない相談支援を中核とする包括的支援体制の整備促進
 - 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化
 - > 障害者施策の総合的な推進
 - > 自殺総合対策、依存症対策

成長と分配の好循環の拡大

<誰もがより長く元気に活躍でき安心して暮らすことができる社会保障の基盤強化>就労・社会参加の拡大、賃金引上げ、生産性の向上、健康寿命延伸、ロボット・AI・ICT等の実用化、子どもを産み育てやすい環境、地域共生社会の実現など

担い手の増、消費の底上げ、投資の拡大

持続的な経済成長の実現

- ※ 消費税率引上げに伴う社会保障の充実、新しい経済政策パッケージで示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」等については、予算編成過程で検討する。
- ※ 消費税率引上げの需要変動に対する臨時・特別の措置については、予算編成過程で検討する。

令和2年度厚生労働省概算要求における重点要求(ポイント)

計数は令和2年度概算要求額、(̄)内は令和元年度当初予算額(臨時・特別の措置を除く

1. 多様な就労・社会参加の促進

働き方改革の推進による誰もが働きやすい職場づくり

○長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり 359億円(309億円)

- ▶「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ型の相談支援、商工会議所・商工会等での出張相談、中小企業・小規模事業者への個別訪問相談
- ▶ 時間外労働削減、勤務間インターバル導入、年次有給休暇取得促進等に取り組む中小企業等及び事業主団体への助成金の拡充
- ▶ 高齢者の特性に配慮した安全衛生確保対策を行う企業への助成金の創設
- ▶ 産業保健総合支援センターによる労働者の健康確保に取り組む中小企業等への支援 等

○最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金 など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

1,449億円(1,223億円)

- ▶ 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への助成金の拡充
- ▶ 生産性向上に資する設備投資等により雇用管理改善を図る中小企業等への 助成金による支援
- ▶ 生活衛生関係営業者の生産性向上·収益力向上に資する個別相談·セミナー
- ▶ 非正規雇用労働者の正社員化·処遇改善を行う企業への助成金による支援等

○柔軟な働き方がしやすい環境整備

6.4億円(4.9億円)

- ▶ 雇用型・自営型テレワークの就業環境の整備
- > フリーランス等雇用類似の働き方の者と発注者の契約等のトラブルの相談支援
- ▶ 副業·兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援 等

○総合的なハラスメント対策の推進

45億円(40億円)

- ▶ ハラスメントを受けた労働者等への迅速な相談支援の充実、「ハラスメント 撲滅月間」等による啓発広報
- ▶ 中小企業への個別訪問によるハラスメント対策の支援
- ▶ 企業のハラスメント対策を支援できる人材の育成支援 等

○治療と仕事の両立支援

35億円 (32億円)

▶ 主治医・会社・コーディネーターのトライアングル型支援の推進 等

多様な人材の活躍促進

○高齢者の就労・社会参加の促進

313億円(289億円)

- ハローワークにおける生涯現役支援窓口の増設
- ▶ 65歳程の継続雇用延長等につけた環境整備や中途採用拡大を行う企業への助成
- 高齢者の特性で配慮した安全衛生確保対策を行う企業への助成金の創設(再掲)
- シルバー人材センターや地方自治体等との連携による地域の多様な就業機会の確保等

○就職氷河期世代活躍支援プランの実施

653億円(489億円)

- ▶ ハローワークにおける専門窓口の設置、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援
- ▶ 民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援
- ▶ 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援
- ▶ 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れた企業への助成金の拡充
- ▶ 地域若者サポートステーションの対象年齢の拡大、福止機関等へのアウトリーチ等の強化
- 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化、包括的支援体制の整備促進(後掲)
- ▶ 一人ひとりにつながる積極的な広報 等

○女性活躍の推進

222億円(172億円)

- ▶ 中小企業向けの女性活躍推進に関する説明会や企業訪問による支援
- > 子育て等により離職した女性の再就職の支援
- > 男性の育児参画促進セミナー、男性の育林等の取得促進を図る企業への助成金の拡充等

○障害者の就労促進

177億円(173億円)

- 公務部門における障害者の雇用促進·定着支援の強化
- ▶ 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化 等

○外国人材受入れの環境整備

125億円(108億円)

- ➤ 適正な雇用管理ご関する企業への助言・援助、外国人への多言語目談支援の強化
- 自治体と連携した地域における外国人材の受入れ・定着の支援
- > 外国人技能実習の実地検査や相談支援の適切な実施 等

人材育成の強化と人材確保対策の推進

- ○高齢期も見据えたキャリア形成支援の推進 1,734億円(1,204億円)
 - 労働者のキャリアプラン再設計や企業内のキャリアコンサルティング導入 等を支援する拠点の整備
 - ▶ 企業の実情に応じた中高年齢層向けの訓練、リカレント教育の推進 等

○人材確保対策の総合的な推進

421億円(376億円)

♪ 介護・保育・建設等の人材不足分野の関係団体と連携した人材確保支援等

※ 雇用保険の国庫負担については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、予算編成過程で検討する。

令和2年度厚生労働省概算要求における主要事項(労働施策関係部分抜粋)

第1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

- 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり 359億円(309億円)
- (1)長時間労働の是正 225億円(198億円)
 - ① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援【一部新規】 176億円(148億円)

中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、事業主からの求めに応じて専門家を派遣するアウトリーチ型支援や出張相談、セミナー等に加え、新たに専門家自ら直接企業を訪問し、課題に対応するプッシュ型支援を実施する。

中小企業・小規模事業者が、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。

労働時間の縮減等の働き方改革に取り組むために、人材を確保することが必要な中小企業・小規模事業者が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に助成を行う。

② 自動車運送業、建設業、情報サービス業における勤務環境の改善【一部新規】 (一部再掲) 84億円(76億円)

自動車運送事業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するとともに労働者の運転免許取得のための職業訓練等の支援を行う。また、トラック運送事業については、荷主に対し、適正取引を促すために荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知等を行う。

建設業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するなど、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行う。

情報サービス業(IT業界)については、業界団体等と連携し個別訪問によるコンサルティングを実施するなど、長時間労働対策を推進する。

③ 勤務間インターバル制度の導入促進(一部再掲) 27億円(16億円)

勤務間インターバル制度について、業種別導入マニュアルを作成するほか、中小企業が活用できる助成金制度を一層推進するとともに制度導入に係る好事例の周知等を通じて、普及促進を図る。

④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等 35億円(33億円)

都道府県労働局及び労働基準監督署に時間外及び休日労働協定点検指導員を配置することにより、労働条件等の相談や助言指導体制を充実させるとともに、労働基準監督官OBを活用すること等により、労働基準監督機関の監督指導体制の充実を図る。

時間外及び休日労働協定(36協定)未届事業場や新規起業事業場等に対し、民間事業者を活用し、労働条件に係る相談指導等を行うとともに、 時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等により、きめ細やかな相談支援を実施する。

また、引き続き、常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」や、労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を運営するとともに、高校生・大学生等に対して、労働法教育やブラックバイト対策の必要性等に係るシンポジウム等を開催する。

⑤ 長時間労働につながる取引環境の見直し【新規】 21百万円

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けて11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と設定し、中小企業庁等と連携し、集中的な周知啓発を行うことにより、長時間労働につながる取引が生じないよう、社会全体の機運の醸成を図る。

⑥ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進 2.5億円(2.8億円)

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、10月の「年 次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う。

地域のイベントなどの特性を活かした取組を進める。

学校休業日の分散化(キッズウィーク)に合わせて中小企業においても年次有給休暇が取得できるよう取り組むなど、休み方改革を推進する。 事業主等の仕事と不妊治療との両立支援の理解を深めるため、休暇制度等に関する企業の取組紹介などを含めたシンポジウムを開催する。

(2) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 136億円(114億円)

① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 115億円(99億円)

労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、安全推進者の配置やリスクアセスメントの普及の促進等を通じて企業の自主的な安全衛生活動の取組、転倒災害防止対策や介護労働者の腰痛予防対策の促進を図る。

建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化など建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の大会施設の建設工事における安全衛生対策の徹底を図る。

製造業については、施設の老朽化等による労働災害に対応した安全対策及び技術革新に対応した機械等の安全対策の推進を図る。さらに、構造規格の改正時に最新の規格への適用が猶予されている既存の機械等の更新を促進するための支援を引き続き行う。

併せて、伐木作業等に係る安全対策の充実など林業における労働災害防止対策の促進を図る。

- ② 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援【新規】 3.4億円
 - 中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するため、助成金を創設するとともに、高年齢者の特性に配慮した独創的・先進的な取組を検証し、検証結果を公表することで、高年齢労働者の安全衛生対策を推進する。
- ③ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画に基づく施策の推進 3.5億円(2.8億円) 中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援、一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報など、建設工事従事者の安全及び健康確保対策の推進を図る。
- ④ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進【一部新規】 52億円(50億円)

産業保健総合支援センターにおける中小企業・小規模事業者への訪問支援等の実施、産業医等の産業保健関係者や事業者向け研修の充実等により、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援する。

中小企業・小規模事業者に対する助成等の支援により、ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策の取組の推進を図る。

⑤ 化学物質対策、石綿ば〈露防止対策の徹底【一部新規】 17億円(13億円)

化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシート(SDS)の交付の徹底、これらを踏まえたリスクアセスメントの実施を促す「ラベルでアクション」を推進する。また、小規模事業場等への相談窓口の設置、実践的な指導・援助等を行う。

建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿の使用の有無の調査(事前調査)を徹底するなど施策の充実を図る。

- 2 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 1,449億円(1,223億円)
- (1)最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援【一部新規】【一部推進枠】(一部再掲) 184億円(149億円)

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、助成金コースの新設・拡充により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応えるとともに、最低賃金が低い地域の賃金引上げ支援を強化する。

また、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、各地域の商工団体等の関係機関と連携を図りつつ、賃金の引上げのための個別相談を強化するとともに、企業の現場を訪問して業務改善を後押しするプッシュ型の支援を行うなど中小企業・小規模事業者に寄り添った生産性向上支援を充実させる。

(2) 同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援(一部再掲) 103億円(90億円)

働き方改革関連法における雇用形態に関わらない公正な待遇の確保(同一労働同一賃金)に関する規定の円滑な施行のため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、労務管理等の専門家による、業界別同一労働同一賃金導入マニュアル等を活用したアウトリーチ型支援や出張相談、セミナー等に加え、新たに専門家自ら直接企業を訪問し、課題に対応するプッシュ型支援を実施するほか、同一労働同一賃金等に係る好事例の収集・周知等を行うことにより、非正規雇用労働者の待遇改善を図る。

- (3) 生活衛生関係営業者における生産性向上の推進等 3億円(2.1億円)
- (4)非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等 1,250億円(1,061億円)
 - ① 非正規雇用労働者の処遇改善に向けた企業支援 1,230億円(995億円) 非正規雇用労働者の正社員転換や正社員と共通の賃金規定・諸手当制度を新たに定めるなど処遇改善に取り組んだ事業主に対して、キャリアアップ 助成金による支援を行う。
 - ② 無期転換ルールの円滑な運用 1.2億円(1.4億円) 労働契約法に基づく無期転換申込権が平成30年度から多くの有期契約労働者に発生していることを踏まえて、無期転換ルールの円滑な運用のための 周知徹底、導入支援、相談支援を行う。
 - ③ 人事評価制度や賃金制度の整備等による取組の支援 19億円(65億円) 人事評価制度や賃金制度の整備・実施による生産性向上、賃金アップ等の実現及び生産性向上に資する設備等への投資により雇用管理改善を図る事業主に対する助成を行う。

3 柔軟な働き方がしやすい環境整備 6.4億円(4.9億円)

(1) 雇用型テレワークの導入支援 3.1億円(2.8億円)

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知を図るとともに、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を行い、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。

(2) 自営型テレワークの就業環境の整備及びフリーランス等雇用類似の働き方の者に対する相談支援【一部新規】 85百万円(75百万円)

就業環境の適正化を図るため、自営型テレワークのガイドライン及び仲介事業者が守るべきルールの周知や働き手への支援の充実を図る。フリーランス等雇用類似の働き方の者が発注者等との契約等のトラブルについて相談できる窓口を整備する。

(3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等【一部新規】 2.4億円(1.3億円)

一般健康診断やストレスチェックなどによる副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業へその要した費用を助成する制度を創設すること等により、労働者の健康確保に向けた事業者の取組を支援する。

また、自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいなどの希望を持つ労働者が、希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、平成30年1月に策定した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」及び改定版モデル就業規則の周知等を行う。

4 総合的なハラスメント対策の推進 45億円(40億円)

(1)職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施【一部新規】 12億円(10億円)

労働施策総合推進法等の改正を踏まえ、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の職場のハラスメント撲滅に向けて、「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主向け説明会の開催やシンポジウムの開催等による集中的な周知啓発を実施する。また、ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、都道府県労働局の相談体制を強化するほか、平日の夜間や休日も対応するフリーダイヤルやメールによる相談窓口を設置する。

さらに、専門家による中小企業への個別訪問等により、企業のハラスメント防止対策への取組支援を行うとともに、中小企業団体による外部相談窓口の 運営への支援や、中小企業団体における中小企業への労務管理・経営指導等を行う者に対して、ハラスメント対策についても一体となって支援できるよう研修を実施する。

(2)早期の紛争解決に向けた体制整備等 33億円(30億円)

パワーハラスメントをはじめとしたあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、全国の総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図るとともに、紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応等により、個別労働紛争の早期の解決を促進する。

5 治療と仕事の両立支援 35億円(32億円)

(1)治療と仕事の両立支援に関する取組の促進 16億円(16億円)

労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、平成31年3月に改定した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発など、両立支援の導入・拡充に向けて一般国民を含めた周知・啓発を推進する。

治療と仕事の両立を図るための制度の導入を図る企業に対して助成、個別訪問等の支援を行う。

(2)トライアングル型サポート体制の構築【一部新規】【一部推進枠】 35億円(32億円)

主治医と会社の連携の中核となり、患者に寄り添いながら、個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けた支援を行う両立支援コーディネーターを育成・配置する。

主治医、会社、産業医が効果的に連携するためのマニュアルの作成・普及を行う。

がん、難病、脳卒中、肝疾患等について、疾患ごとの治療方法や症状の特徴、両立支援に当たっての留意事項を示した企業向けの疾患別サポートマニュアル等の作成・普及を行う。

ハローワークの専門相談員ががん診療連携拠点病院等と連携して実施するがん患者等に対する就労支援について、相談支援体制の拡充を図る。 がん患者等に対して、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを構築するため、がん診療連携拠点病院等における各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」を活用した就労支援の充実を図る。

難病患者の就労支援を着実に実施するため、都道府県等の難病相談支援センターにおける相談支援を充実させる。

若年性認知症支援コーディネーターと関係機関等が連携体制を構築し、企業や産業医等に対する若年性認知症の特性についての周知、企業における就業上の措置等の適切な実施等、若年性認知症の人が働き続けられるよう、治療と仕事の両立支援の取組を推進する。

第2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

- 1 高齢者の就労・社会参加の促進 313億円(289億円)
- (1) ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援の拡充 32億円(22億円)

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」を増設し、65歳以上が活躍できる求人の開拓等を推進するとともに、高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」におけるマッチング機能を強化する。

(2)65歳超の継続雇用延長等に向けた環境整備 52億円(46億円)

65歳を超える継続雇用や65歳以上の定年引上げ等に対する助成措置のほか、高齢者に係る成果を重視した賃金制度や能力評価制度の構築に取り組む企業に対する助成により、継続雇用延長等に向けた環境整備を図る。

また、65歳超雇用推進プランナー等による提案型の相談・援助による支援を行う。

(3)中高年齢者の中途採用拡大を行う企業への支援 23億円(23億円)

これまで学卒採用中心であった企業が、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用を拡大した場合の助成金において、中高年齢者を初めて中途採用した企業に対する助成を行う。

- (4) 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援【新規】(再掲) 3.4億円
- (5)シルバー人材センターをはじめとした地域における多様な就業機会の確保 203億円(198億円)

地域の高齢者の就業促進を図るため、地域の様々な機関が連携して高齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」を拡充する。 シルバー人材センターが人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるため、シルバー人材センターにおけるマッチング機能を強化するとともに、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化を図る。

2 就職氷河期世代活躍支援プランの実施 653億円(489億円)

(1) ハローワークにおける専門窓口の設置、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援【新規】 13億円

不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、専門担当者によるチームを結成し、求職者とともに個別の支援計画を 作成、同計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就 職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施する。

(2) 民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援の実施【新規】 5.4億円

特に不安定な就労状態にある方の多い地域において、成果連動型の民間委託により不安定な就労状態にある方の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職につなげる事業を実施する。

あわせて、当該訓練等を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

(3) 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援【新規】 35億円

就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース(仮称)」を創設し、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等(例. 運輸・建設関係)の 習得を支援するため、人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。さらに、 同コースにおいて、求職中の非正規雇用労働者の方が働きながら受講しやすい夜間、土日やeラーニング等の訓練を提供する。また、当該訓練を職業訓練 受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるよう支援する。

主に雇用保険を受給できない方を対象に行っている求職者支援訓練において、実践的な技能等を習得の上、就職に直結する資格等を取得できる訓練コース及びマルチジョブホルダー・非正規雇用労働者など在職中の方等を対象とした訓練コースについて、コース設定の要件緩和等を行う。

(4) 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れた企業への助成金の拡充等 12億円(9.9億円)

正社員経験が無い又は少なく、キャリア形成の機会がなかったこと等から正社員就職が長続きしない方や非正規雇用を繰り返す方を雇い入れた企業への助成金について、対象年齢要件等を見直した上で、失業中の方のみならず、非正規雇用労働者も支援対象となるよう制度を拡充する。

また、安定的な就職が困難な求職者に対し、一定期間試行雇用する事業主を助成することにより、その適正や業務遂行可能性の見極めなど、求職者と 求人者の相互理解を促進する。

- (5) 地域若者サポートステーションの対象年齢の拡大、福祉機関等へのアウトリーチ等の強化【一部推進枠】 53億円(40億円) 学校など関係機関との連携による、若年無業者等に対する切れ目のない就労支援の推進に加え、就職氷河期世代の無業者の支援のため対象年齢を拡大し、40歳代の無業者に対する相談体制の整備、把握・働きかけのための福祉機関等へのアウトリーチ展開、全国一元的な案内・相談を実施する。
- (6)生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化、包括的支援体制の整備促進【一部推進枠】 527億円(439億円)
- (7) 一人ひとりにつながる積極的な広報【新規】 1.4億円

就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、インターネット広告、SNS広告等のメディアを活用し、就職氷河期世代本人やその保護者等、それぞれの置かれている状況を踏まえ、様々なルートを通じた広報を実施する。

3 女性活躍の推進 222億円(172億円)

(1)女性活躍推進法の実効性確保 6.6億円(6.6億円)

女性活躍推進法に基づく取組が努力義務である300人以下の中小企業について、相談支援や助成金の活用に加え、行動計画策定や「えるぼし認定」 (※)に関する説明会の開催や、女性活躍推進センターに女性活躍推進アドバイザーを増員し、企業訪問による行動計画の策定等に関する個別支援を 行い、女性活躍推進の取組の加速化を図る。

女性の活躍状況に関する情報等を掲載している「女性の活躍推進企業データベース」について、学生をはじめとした求職者等の利便性の向上を図るため機能強化を行うとともに、情報公表が義務となっている企業だけではなく、女性活躍推進法の改正により義務が拡大する300人以下の中小企業も含めて多くの企業の情報掲載が進むよう働きかけを行うことで、企業情報の見える化を更に推進する。

- ※ えるぼし認定:女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する状況が優良な企業について、厚生労働大臣が認定する制度
- (2)総合的なハラスメント対策の推進(再掲) 45億円(40億円)
- (3) 仕事と家庭の両立支援の推進 168億円(123億円)

ハローワークにおけるマザーズコーナーの拠点数を拡充し、子育て女性等の再就職支援を充実する。

男性の育児参画を促すための取組を強化し、これから結婚・育児に直面する若年層を対象とした普及啓発等を行うほか、中小企業等においても男性の育児休業等の取得を促進するため、企業や企業に働きかけを行う自治体を対象としたセミナー等を実施する。また、男性の育児休業等取得を後押しする企業への助成金に、男性労働者に育児休業取得の積極的な勧奨を行った場合の加算措置を新たに設けることにより、男性の育児休業等の取得促進を図る。介護離職防止に向け、労働者等への介護休業制度等の周知広報を強化するほか、ケアマネジャー等が仕事と介護の両立に関する知識を習得するための研修カリキュラムの策定を行う。

- (4) 女性医療職等のキャリア支援(再掲) 1.9億円(1.9億円)
- (5)地域医療介護総合確保基金による病院内保育所への支援(再掲) 689億円の内数(689億円の内数)

4 障害者の就労促進 177億円(173億円)

(1) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の強化 5.1億円(3.4億円)

公務部門における障害者雇用を推進するため、各府省等向けのセミナー・職場見学会等を実施するとともに、雇用する障害者の定着支援を一層推進するため、ハローワーク等に配置する職場適応支援者を増員し、支援体制の強化を図る。

また、厚生労働省においても、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を行う。

(2) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化 135億円(135億円)

ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図る。

障害者就業・生活支援センターについて、設置環境が整った地域において新たにセンターを設置するほか、引き続き、地域の支援機関等に対して蓄積したノウハウを提供するなど、地域の就労支援拠点の質的向上を図る。

(3)精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化 37億円(34億円)

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。 特に、精神障害者に対する就労支援を推進するため、就労パスポートの普及促進を図るとともに、精神科医療機関とハローワークとの連携による支援等を行う。 精神・発達障害者しごとサポーターにより、職場における精神障害者・発達障害者を支援する環境づくりを推進する。

精神障害者等の受入体制を整備するため、職業能力開発校において精神保健福祉士等を配置するとともに、精神障害者等の受入れに係るノウハウの普及・対応力強化に取り組む。

5 外国人材受入れの環境整備 125億円(108億円)

- (1)「外国人共生センター(仮称)」の設置に伴う相談・支援体制の整備【一部新規】 3.4億円(1.4億円) 関係行政機関の相談窓口を集約し、外国人に対する効率的・効果的な支援を行う「外国人共生センター(仮称)」において、高度外国人材や留学
- 生等に対する就職支援及び労働基準・労働安全衛生に関する支援等を行う拠点を設置することにより、外国人共生社会の実現に取り組む。
- (2) 外国人材の適正な雇用管理に関する助言・援助等を行うための体制の強化、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援【一部新規】 11億円(8.9億円)

在留資格「特定技能」により受け入れる外国人材をはじめ、増加する外国人材に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問による雇用管理 状況の確認、改善のための助言・援助等を行う体制を強化する。

また、外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で就労を継続し、その能力を発揮できるよう、外国人を雇用する事業主の雇用管理改善の取組みに対する助成措置を新設する。

- (3) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化 19億円(13億円)
 - 外国人労働者に係る労働相談体制の強化を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等の作成により、労働災害防止対策を推進する。

外国人労働者から寄せられる職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談等に対応するため、新たに「多言語コンタクトセンター」等を活用することにより、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて多言語対応力を強化する。

- (4) 自治体と連携した地域における外国人材の受入れ・定着のためのモデル事業の実施【新規】【推進枠】 8.5億円 特定技能外国人の地域での受入れ・定着に前向きな地方公共団体から公募を行い、国内外の外国人が円滑・適正に地域に就職・定着できるよう、地方公共団体、都道府県労働局等が一体となって支援を行うモデル事業を実施する。
- (5) 外国人留学生・定住外国人等に対する就職支援 18億円(18億円)

 - ② 定住外国人等に対する職業相談の実施 2.1億円(2.4億円) 定住外国人等が多く所在する地域のハローワーク(外国人雇用サービスコーナー)において、専門相談員による職業相談や、定住外国人等が応募可能な求人の開拓等の実施により、安定的な就職の促進を図る。
 - ③ **外国人就労・定着支援研修の実施 8億円(7.8億円)** 身分に基づく在留資格の外国人や、我が国で就職する外国人留学生を対象に職場における日本語コミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に 関する知識の習得を目的とした研修を実施する。

(6)八ローワーク等における多言語相談支援の強化(一部再掲) 4.9億円(4.5億円)

外国人雇用サービスセンターや外国人雇用サービスコーナーに配置している通訳員の増員や、全国すべてのハローワークから利用可能な電話通訳サービスを 提供する「多言語コンタクトセンター」の対応言語数の増(11ヶ国語→14ヶ国語)などにより、多言語相談支援体制の強化を図る。

(7) 外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化 64億円(64億円)

外国人技能実習制度の適正な運用を図るため、監理団体・実習実施者に対する実地検査及び外国人技能実習生に対する相談援助等を実施する外国 人技能実習機構の体制強化等を実施する。

6 生活困窮者等の活躍促進 91億円(90億円)

(1) ハローワークにおける生活困窮者の就労支援 84億円(83億円)

ハローワークが自治体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等の就労に向けた支援を実施するとともに、就職後の職場定着支援を強化し、就労による自立を促進する。

- (2) 生活困窮者自立支援の強化【一部新規】【一部推進枠】 525億円の内数(438億円の内数)
- (3) 刑務所出所者等の就労支援 7.4億円(7億円)

「再犯防止推進計画」を踏まえ、ハローワークと矯正施設・保護観察所等が連携して実施する「刑務所出所者等就労支援事業」について、就労支援を行う相談員が駐在する就労支援強化矯正施設の数を増やし、その取組を強化する。

<u>7 高齢期も見据えたキャリア形成支援の推進、技能を尊重する気運の醸成 1,739億円(1,207億円)</u>

- (1) 高齢期も見据えたキャリア形成支援の推進 1,734億円(1,204億円)
 - ① 労働者のキャリアプラン再設計や企業内のキャリアコンサルティング導入等を支援する拠点の整備【新規】 18億円 労働者のキャリアプラン再設計や企業内の取組みを支援するキャリアサポートセンター (仮称)を整備し、労働者等及び企業に対しキャリアコンサルティングを中心とした総合的な支援を実施する。

労働者等に対しては、特に中高年齢層等に対し、キャリアの棚卸しや高齢期を見据えたキャリアプラン再設計をジョブ・カードを活用しながら支援する。また、企業に対してはセルフ・キャリアドック(※)の導入を支援するとともに、ジョブ・カード制度の周知、ジョブ・カード制度活用企業の開拓等を行う。

- ※ セルフ・キャリアドック: 労働者のキャリア形成を支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み
- ② 企業の実情に応じた中高年齢層向け訓練の提供【新規】 1.9億円 65歳超の高齢者の継続雇用支援のため、生産性向上人材育成支援センターによる、各企業の実情に応じたオーダーメイド型、レディメイド型の在職者 向け訓練を推進する。
- ③ 「人づくり革命基本構想」に基づくリカレント教育の推進 1,715億円(1,204億円)
 ア 正社員就職の実現を図る長期高度人材育成コースの推進 402億円(395億円)
 ハロートレーニング(公共職業訓練)において、国家資格の取得等により、正社員就職を実現する長期の訓練を推進する。
 - イ 教育訓練給付による労働者のキャリア形成支援 425億円(256億円)

「人づくり革命基本構想」(平成30年6月13日人生100年時代構想会議とりまとめ)等を踏まえて新しく創られた特定一般教育訓練などを通じて、 労働者のキャリア形成を引き続き支援する。

ウ 長期の教育訓練休暇制度を推進する事業主等への助成金による支援 874億円(534億円)

長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた事業主等に対して助成金による支援を実施する。

エ 中小企業等の労働者を対象にしたIT理解・活用力習得のための職業訓練の実施 7.9億円(8.6億円)

中小企業や製造現場等で働く人向けのIT理解・活用力習得のための職業訓練コースについて、全国の生産性向上人材育成支援センターで実施する。

(2)技能を尊重する気運の醸成 5.1億円(3.4億円)

技能五輪国際大会等に向けた「選手強化策パッケージ」を策定することにより、世界レベルの高度技能者を集中的に育成し、企業・社会に展開していくとともに、企業等の人材投資への意識を向上させることで、日本全体の人材のレベルアップを図る

8 人材確保対策の総合的な推進等 526億円(483億円)

(1) 人材確保支援の充実(一部再掲) 106億円(97億円)

福祉分野のほか、建設業、警備業、運輸業など、雇用吸収力の高い分野でのマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援の充実等を図る。

中途採用の拡大に取り組む事業主に対する助成により、転職・再就職者の採用機会の拡大及び人材移動の促進を図る。

(2) 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の促進等(一部再掲) 218億円(193億円)

労働人口の中長期的な減少が見込まれ、全般的に雇用失業情勢が改善し、人材不足分野が顕在化している中、事業主の雇用管理改善に対する助成や「働き方改革推進支援センター」等における相談支援により、「魅力ある職場づくり」の促進等を図る。

介護労働者の身体的負担軽減に資する介護福祉機器の導入を促進し、労働環境の改善を図る。

介護・保育分野における人材確保のため、賃金制度の整備を行う事業主に対する助成を通じて職場定着の促進を図る。

(3) 地方自治体等と連携した地域雇用対策の推進(一部再掲) 97億円(86億円)

都道府県が行う産業施策や経営支援等と一体となって魅力ある雇用環境を創造・整備する取組を支援する地域活性化雇用創造プロジェクトにより、地方自治体と連携した取組を行い、地域特性を生かした良質で安定的な雇用の場の確保や人材育成を推進する。

市町村・経済団体等で構成される協議会が提案する自主性・創意工夫ある取組の中から、地域における魅力ある雇用やそれを担う人材の維持・確保等が期待できるものを選抜・委託する地域雇用活性化推進事業等を実施し、地域の活性化を図る。

UⅠJターン者を採用しようとする事業主への支援により、地域の中小企業等の人材確保を図る。

(4)雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援 100億円(103億円)

① 成長企業等への転職支援(一部再掲) 37億円(45億円)

中途採用の拡大に取り組む事業主、転職・再就職者の受入れを行う成長企業等に対する助成により、雇用吸収力や付加価値の高い産業への転職・ 再就職支援を図る。

② 職業能力・職場情報・職業情報の見える化の推進 63億円(58億円)

求職者、学生等が、企業の職場情報を総合的にワンストップで閲覧できるサイト及び求人者、求職者等に職業情報を提供するサイト(日本版O-NET)(仮称)を運用し、職場情報・職業情報の「見える化」を一層推進する。

職業能力の「見える化」の観点から、技能検定やジョブ・カードの強化・活用促進を図る。

(5) ハローワークにおけるマッチング機能の充実 28億円(28億円)

ハローワークの求人情報・求職情報をオンラインで民間職業紹介事業者や地方自治体に提供する取組を推進する。

「雇用対策協定」の締結を更に推進するとともに、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する取組を行うなど、国と地方の連携の強化を図る。

その他の労働施策について

主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

● 解雇無効時の金銭救済制度について、可能な限り速やかに、法技術的な論点についての専門的な検討を行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。

デジタルマネーによる賃金支払(資金移動業者への支払)の解禁の早期実現

● 賃金支払について、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、賃金の確実な支払などの労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計が具体化されることを前提に、資金移動業者の口座への賃金の支払を可能とすることについて、労使団体と協議の上、今年度、できるだけ早期に制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。